

岡谷市業務継続計画（BCP）

震 災 編

長野県岡谷市

目次

第1 業務継続計画の基本的な考え方	ページ
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 基本方針	3
4 対象とする組織	3
5 発動及び終結	3
第2 前提とする地震と被害想定	
1 前提とする大規模地震	5
2 被害想定	5
第3 非常時優先業務の選定	
1 非常時優先業務の考え方	11
2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準	11
3 選定結果	13
第4 非常時優先業務を実施するための活動体制	
1 職員の活動体制	14
2 職員参集の推計	15
3 職員体制の現状・課題と対応方針	16
4 協力要請	18
第5 非常時優先業務を実施するための執務環境	
1 市庁舎の概要	19
2 情報伝達手段の状況	20
3 執務環境の現状・課題と対応方針	21
第6 平常時の取り組み	
1 計画の見直し・更新	23
2 業務継続マネジメントの構築	23
3 委託業者や指定管理者への要請	24
4 協定による補完	24

附属資料

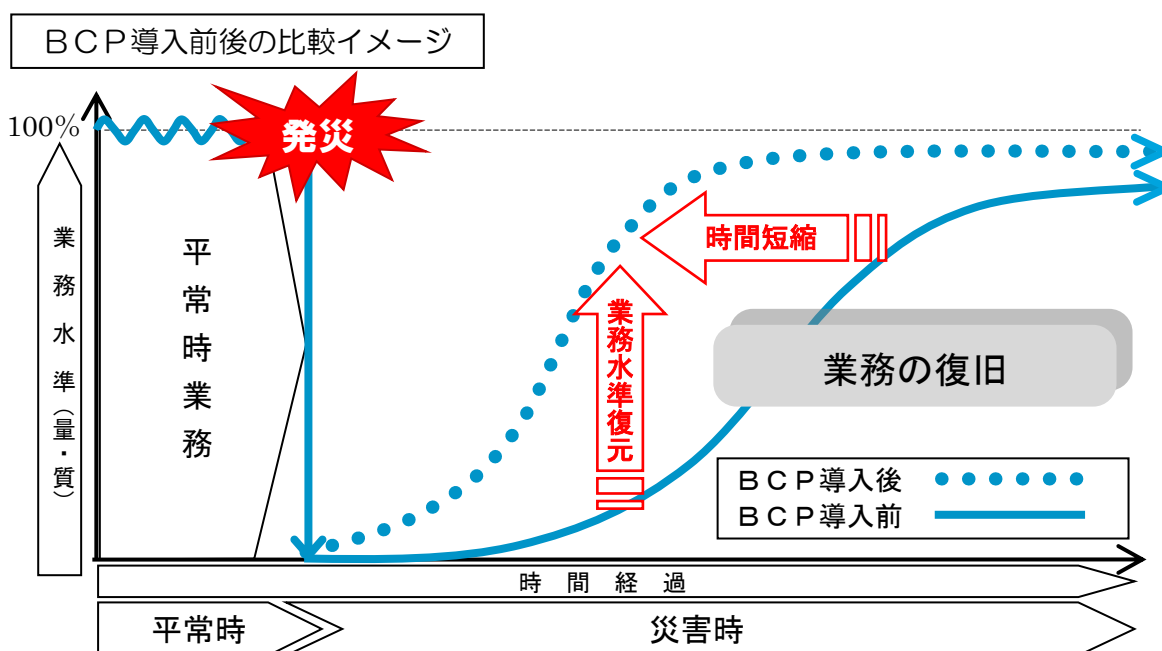
- ・非常時優先業務一覧
- ・一時中止業務一覧

第1 業務継続計画の基本的な考え方

1 計画の目的

大規模地震発生時における本市の対応は、災害対策基本法に基づき定めた「岡谷市地域防災計画」に則り、関係機関と連携し災害対応業務を遂行することとなっています。一方で、市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密接した市民行政サービスを提供していることから、市民生活や企業活動等に大きな影響を与えると考えられるサービスは、災害時においても休止することなく継続することが求められています。災害により、市役所自体が被災し、職員や物資、ライフラインの制約を受け、行政機能の低下が想定される状況下においても、発災直後から適切に業務が継続できるよう事前の対策を講じておくことが必要です。

本業務継続計画 [Business Continuity Plan] は、市全域に被害が及ぶ大規模地震災害時においても、市が実施しなければならない業務を、限られた人員、資機材等を効率的に投入し、発災直後から適切に業務を執行するための事前対策として策定するものです。



2 計画の位置付け

本市は、危機管理に関する統一的な基本的事項を「岡谷市危機管理基本指針」に定めております。当該指針では、柱のひとつとして、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るための、市、関係機関、地域、市民等が実施すべき事項について総合的に定めた「岡谷市地域防災計画」を位置付けています。

本計画は、大規模災害の発生により、市庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源*に制約がある状況下であっても、地域防災計画で定める災害対応業務とともに、平常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものであり、岡谷市地域防災計画を補完する計画と位置付けられるものです。なお、ICT部門における業務は、別に策定した「岡谷市情報システムに係る業務継続計画」に基づき実施するものとし、また、本計画は、大規模地震を想定し策定しますが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用するものとし、

*資源とは…非常時優先業務を実施するために必要な職員、施設、設備、資機材、外部協力機関等を指します。

・地域防災計画とBCPの比較

		岡谷市地域防災計画	BCP
計画の趣旨		・災害に関する実施すべき事項、役割を、災害予防、災害応急対応、復旧復興期に分類し規定する。	・発災時の限られた資源のなかで、非常時に行わなければならない業務を、目標とする時間、時期までに実施できるようにする。
実施主体		市、県、公共機関、市民等	市
市役所の被災		想定しません	職員、施設、設備等の資源の被災を評価し、利用可能な資源を前提とし計画を策定します。
対象業務	災害予防	対象とします	対象としません
	災害応急対策	対象とします	対象とします
	復旧復興	対象とします	早期に実施すべき業務を対象とします
	優先度の高い通常業務	対象としません	対象とします
各業務の優先度		想定しません	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定めます。

3 基本方針

基本方針1

地震による被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた応急対策業務を効率的に遂行します。

基本方針2

市の業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。

基本方針3

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等の業務執行環境の確保に努めます。

基本方針4

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小します。

基本方針5

想定される大規模地震の発生に備え、平常時から全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努めます。

4 対象とする組織

大規模な地震が発生した場合には、災害対策本部を中心とした全庁的な活動体制に移行するため、本計画の対象とする市の組織は岡谷市地域防災計画に定める災害対策本部の全組織とします。

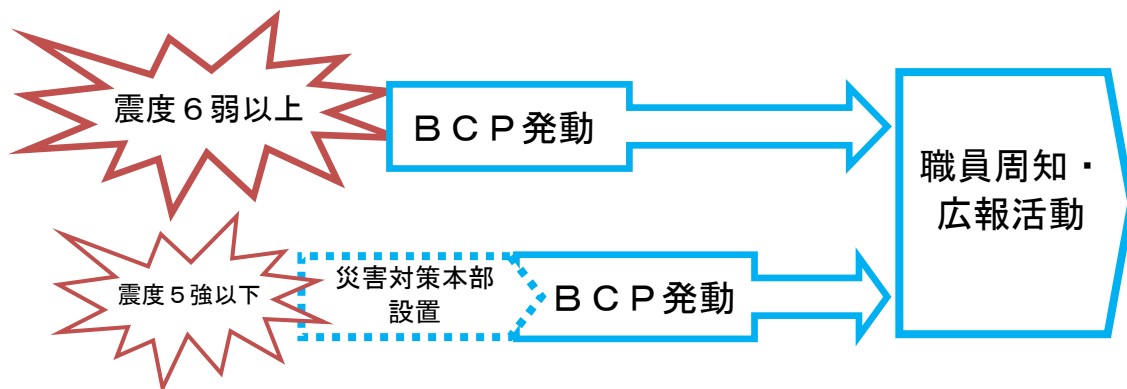
また、本計画は災害応急業務の中心的な役割を担う「本庁（本部）機能の維持継続」に主眼をおくため、執務環境については、本部機能をおく市庁舎を対象とします。

5 発動及び終結

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、又は災害対策本部が設置された場合。

イ 市長が必要と認めた場合



(2) 発動の決定代位者

本部長（市長）不在時の本計画の発動決定代位者は、岡谷市地域防災計画に準じます。

(3) 広報活動

本計画を発動した場合には、継続して実施する業務、一時停止する業務をリスト化し、市ホームページ、防災メール、シルキーチャンネル、報道機関等を通じて、広く周知し、市の業務体制について、市民、企業等に理解と協力を求めるものとします。これは、市民に、優先順位の低い業務は一時的に停止することについて理解を求めることであると同時に、災害発生時の来庁者数を抑え、職員が各業務に集中できる環境を整えることでもあります。なお、本計画を終結する場合においても同様に広報周知するものとします。

(4) 災害対応業務が概ね終了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断した時点を終結時期とします。

第2 前提とする地震と被害想定

1 前提とする大規模地震

本市は、平成26年3月に南海トラフ地震対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震による被害（震度6弱）が想定されているところではありますが、本計画で前提とする地震は、本市において被害が最も大きいとされる「糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）」とします。諸元は【表2-1】のとおりです。

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）の諸元 【表2-1】

諸元	内容					
マグニチュード	8.5					
最大震度	7（岡谷市）					
断層長さ	150km					
断層範囲	長野県小谷村～山梨県富士川町 （区分：北部1+北部2+中部1+中部2+南部1+南部2）					
	区分		位置	主要断層活	活動の型	
	全体	北側	北部1	小谷村～大田市	神城断層	逆断層
			北部2	大田市～松本市	松本盆地東縁断層	逆断層
	全体	南側	中部1	松本市～塩尻市	牛伏寺断層・松本盆地東縁断層	左横ずれ
			中部2	岡谷市～富士見町	岡谷断層郡・諏訪断層郡～釜無山断層郡	左横ずれ
			南部1 南部2	山梨県北杜市～山梨県富士川町	白州断層～下田井断層・市之瀬断層郡	逆断層

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

2 被害想定

（1）本計画の被害想定

2月の土曜日午後6時に、前提とする大規模地震が発生した場合の岡谷市の被害想定は【表2-2】のとおりです。また、【表2-2】の数値等を含めて想定されるイメージを【表2-3】に表しました。

なお、本計画は、以降に掲げる被害想定を基本として取り組むものでありますが、想定を超える被害も念頭に置き、柔軟に対応できる体制づくりに務めるものとします。

・糸魚川－静岡構造線(全体)発生時の岡谷市の被害想定数値 【表2-2】

基礎数値	人口	52,840 人			
	建物数	27,087 棟			
	給水人口	51,360 人			
	都市ガス需要家数	8,380 戸			
	電灯軒数	29,160 軒			
	電話回線数	8,900 回線			
建物被害	合計	全壊・焼失	半壊		
		6,310 棟	6,030 棟		
		液状化	150 棟		
		揺れ	5,720 棟		
		土砂災害	160 棟		
		焼失棟数	810 棟		
人的被害	死者数	540 人			
		建物倒壊	530 人		
		土砂災害	わずか		
		火災	10 人		
		ブロック塀等	わずか		
	負傷者	合計	負傷者	うち重傷者	
			1,880 人	1,050 人	
			建物倒壊	1,040 人	
			土砂災害	わずか	
			火災	10 人	
			ブロック塀等	わずか	
			避難者数	全体	合計
被災 1 日後	8,290 人	5,530 人			
被災 2 日後	11,380 人	11,380 人			
被災 1 週間後	10,480 人	10,480 人			
被災 1 ヶ月後	6,570 人	15,330 人			
うち要配慮者数	被災 1 日後			1,550 人	
	被災 2 日後			2,130 人	
	被災 1 週間後			1,960 人	

		被災1ヶ月後	1,230人
生活関連 の支障 (*1)	上水道	断水率(*2)	69%
	下水道	機能支障率(*3)	71%
	都市ガス	供給停止率(*4)	19%
	電気	停電率(*5)	62%
	固定電話	不通回線率(*6)	60%
	携帯電話	不通ランク(*7)	A

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

(注)各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

- *1 長野県全体の数値
- *2 断水率：断水人口の割合
- *3 機能支障率：下水道の機能支障人口の割合
- *4 供給停止率：都市ガス供給停止戸数の割合
- *5 停電率：停電軒数の割合
- *6 不通回線率：固定電話の不通回線の割合
- *7 不通ランク：携帯電話のつながりやすさのランク

A：非常につながりにくい B：つながりにくい C：ややつながりにくい -：影響なし

・想定される地震発生後のイメージ 【表2-3】

項目	被害想定					
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・直下型の地震ため、緊急地震速報が発表されることなく地震が発生する ・岡谷市の大部分の地域では、人は、立っていること困難で、はわなないと動くことができないくらいの強い揺れ（震度7）となる。 ・その後も継続して、大きな余震が発生する。 ・市内の一部で急傾斜地の崩壊が起こる。 ・諏訪の気象 統計期間30年（1981年～2010年） 					
			気温(°C)		降水量(mm)	
			平均	日最高	日最低	合計
	1月	-1.3	3.6	-5.9	43.9	
	2月	-0.6	4.7	-5.5	51.4	
	3月	3.4	9.2	-1.5	90.2	
	4月	9.9	16.1	4.2	87.2	
	5月	15	21.1	9.8	113.9	
	6月	19	24.3	14.8	164.2	
	7月	22.7	27.8	19	191.4	
	8月	23.8	29.3	20	129.3	
	9月	19.5	24.4	15.9	192.2	
	10月	12.9	18.2	8.6	112.3	
	11月	6.9	12.5	2.3	69.8	
12月	1.7	6.9	-2.8	35.4		
年間	11.1	16.5	6.6	1,281		

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の約5%にあたる約2,400人の死傷者が出ていることが想定される。 ・地震の揺れによる建物の倒壊や家具等が転倒し下敷きになった住民に対して、近隣住民の救出活動が行われ、同時に避難行動要支援者に対する避難支援活動も開始される。 ・小中学校では、応急危険度判定を実施し、避難所の開設準備を行う。市内に指定されている53箇所のうち、耐震化され使用が可能な建物に避難所が開設され、ピーク時には人口の約20%にあたる約11,000人が避難所に避難する。 ・時間の経過に伴い、集団生活になじめない、多数の避難者により避難所を利用できない、防犯上等の理由から、避難所に避難している者と、ほぼ同数の住民が、避難所外の在宅等で避難生活をおくる。
建物・庁舎被害、火災	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れや火災等により市内の概ね半分にあたる建物が半壊以上の被害を受ける。 ・市庁舎は、建物自体への被害は無く使用可能であるものの、建物内部の固定されていないカウンター、机、キャビネット、図書等が移動、転倒、散乱している。 ・市庁舎内の固定されていないコピー機、PC等の機器の中には、破損、コードの切断等により使用できないものがある。
交通機能	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物やブロック塀等の道路沿いの構造物の散乱等により交通障害が発生する。 ・諏訪湖畔、天竜川沿いの液状化想定区域の道路は、液状化等により道路が部分的に亀裂、陥没が生じる。 ・一部の橋梁では、接続部分に段差が生じ、通行できない。 ・岡谷ジャンクションの被害が無いものの、高速道路は一時不通となる。 ・国道、県道では、発災後直ちに交通規制が実施され、緊急輸送路確保のための対策が実施される。
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の約60%の家庭で停電し、市庁舎も電力供給が停止するが非常用発電機が稼働し、制限はあるものの電気を使用することが可能となる。 ・市内の固定電話は、約60%の回線に支障がでることが想定され、携帯電話も非常につなぐりにくくなる。 ・市内は断水により約70%の人に影響を与えるが、市庁舎においては、高架水槽内の飲料水(12t)が確保されている。 ・市庁舎では、都市ガスを使用する設備がないため都市ガスの供給停止による業務上の影響は無い。

(2) ライフラインの復旧想定

前提とする大規模地震の発生により停止するライフラインの復旧想定は【表2-4】のとおりです。

・復旧推移（長野県全体）

【表2-4】

項目	復旧想定		
	被災直後	被災1週間後	被災1ヶ月後
上水道 (断水率)*1	69%	28%	7%
下水道 (機能支障率)*2	71%	23%	4%
都市ガス (供給停止戸数)*3	19%	2%	0%
電力 (停電率)*4	62%	5%	1%
固定電話 《不通回線率》*5	60%	1%	0%
携帯電話 (不通ランク)*6	A	—	—

「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

*1 断水率：断水人口の割合

*2 機能支障率：下水道の機能支障人口の割合

*3 供給停止率：都市ガス供給停止戸数の割合

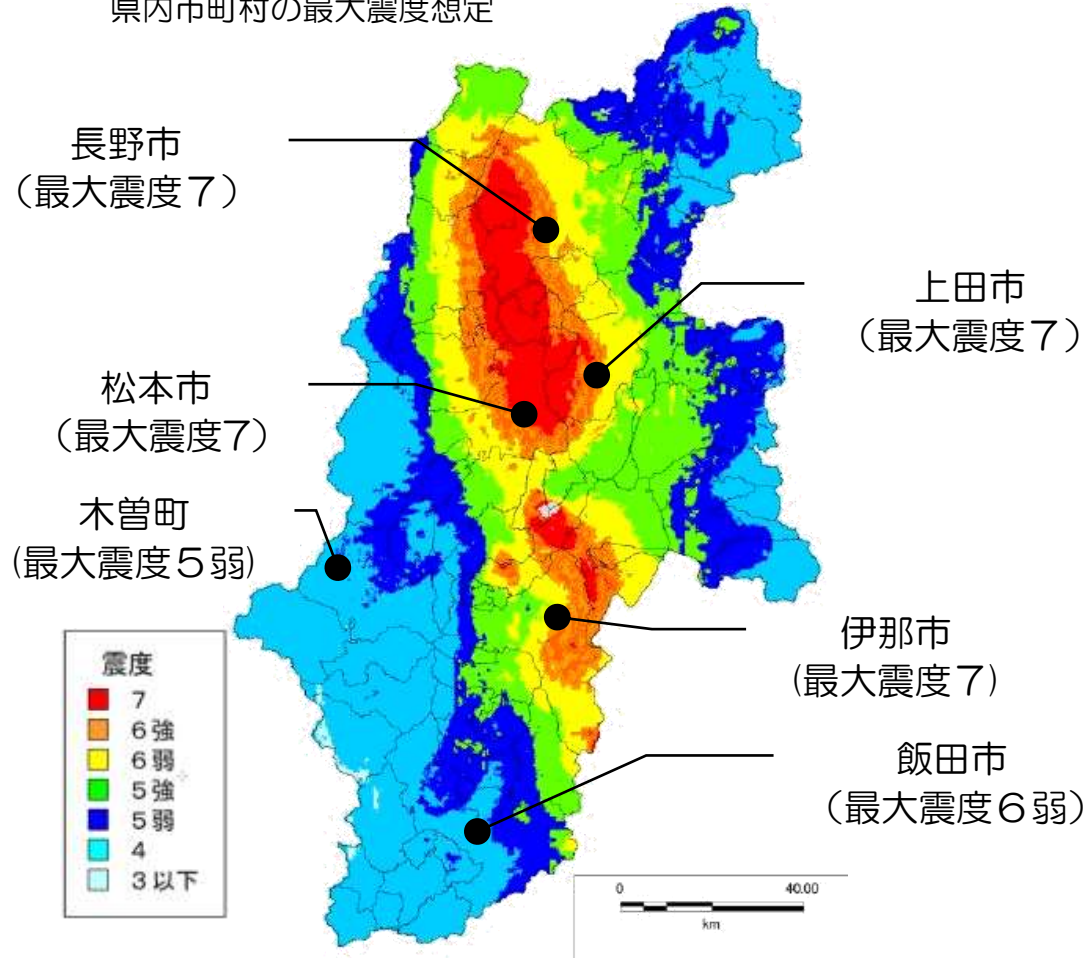
*4 停電率：停電軒数の割合

*5 不通回線率：固定電話の不通回線の割合

*6 不通ランク：携帯電話のつながりやすさのランク

A：非常につながりにくい B：つながりにくい C：ややつながりにくい —：影響なし

【参考】系魚川-静岡構造線（全体）を震源とする地震が発生した場合の
県内市町村の最大震度想定



「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）平成27年3月」参照

第3 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、大規模な地震発生時にあっても優先して実施しなければならない業務のことであり、本計画では、概ね1ヶ月以内に着手しなければならない**災害対応業務**と**優先通常業務**とします。また、非常時優先業務の中でも優先度を見極め、発災後、いつ頃までに、どの業務に着手しなければならないか業務の実施時期について検討します。

$$\text{災害対応業務} + \text{優先通常業務} = \text{非常時優先業務}$$

2 非常時優先業務の選定対象業務と選定基準

(1) 選定対象の業務

非常時優先業務として選定する対象業務は以下のとおりです。

ア 災害対応業務の選定対象業務

▶ 岡谷市地域防災計画（震災対策編）第2章 災害応急対策計画、第2節 非常参集職員の活動、表「岡谷市災害対策本部の組織及び事務分掌」に掲載している全業務

▶ 岡谷市地域防災計画（震災対策編）第3章 災害復旧復興計画のうち早期実施の優先度が高いと考えられる次の業務

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

- ・復旧復興に向けた庁内体制に関すること

第3節 資金計画

- ・資金計画に関すること

第6節 被災中小企業等の復興

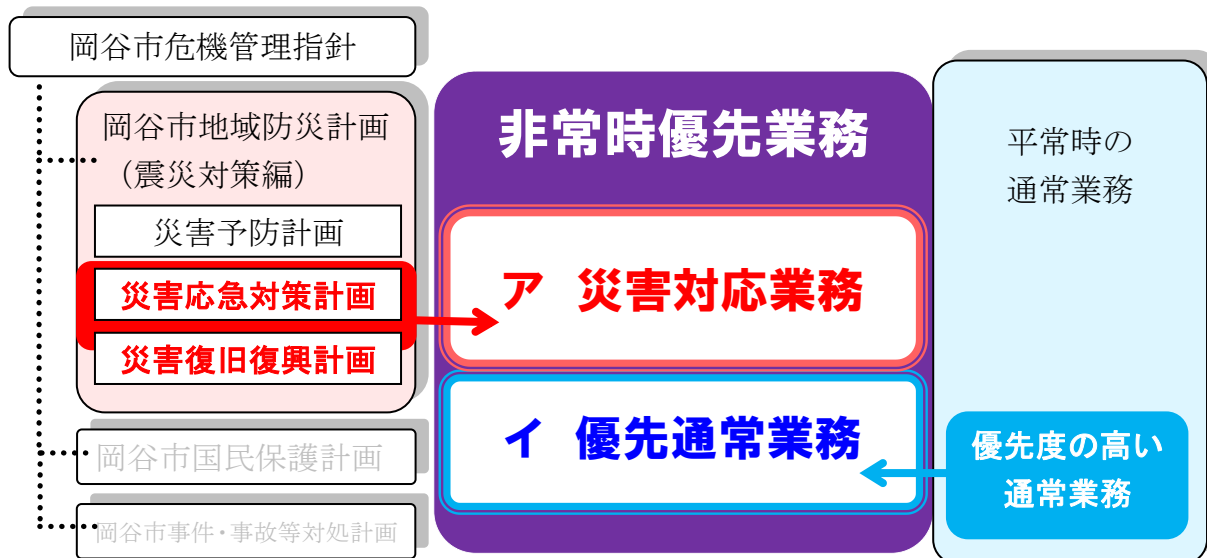
- ・被災中小企業の支援に関すること

イ 優先通常業務の選定対象業務

▶ 平常時に行っている全業務

市の「事務事業評価」で対象としている事務事業を基準として整理した業務

非常時優先業務イメージ



(2) 選定基準

非常時優先業務の選定は、【表3-1】の基準に基づく評価により決定します。

・優先順位を評価する基準表

【表3-1】

優先度	評価基準	時間 (以内)
非常時優先業務		
A	発災後24時間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>重大な影響</u> を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	3時間
		6時間
		12時間
		24時間
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>相当の影響</u> を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	3日
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務	1週間
D	遅くとも発災後1ヶ月以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務	2週間
		1ヶ月
一時的に停止する業務		
—	発災後1ヶ月業務を停止しても <u>直ちに影響</u> を及ぼさないと見込まれる業務	1ヶ月～

なお、非常時優先業務の選定及び実施時期の検討にあたっては、次の点について留意しました。

- ・現時点で実施可能かどうかではなく、その業務が社会的に求められている「必要性」の視点で行いました。
- ・イベント開催中の参加者の避難誘導活動や管理施設の被害状況調査等の災害を契機として発生する業務は通常業務ではなく、災害対応業務として整理しました。
- ・繁忙期がある業務は、繁忙期を想定し選定しました。

3 選定結果

これら基準に基づき703業務について選定を行った結果、下記の表【表3-2】【表3-3】のとおりとなりました。災害時において継続して実施する業務及び一時中止する業務の一覧を本計画の附属資料として掲載いたしました。

・非常時優先業務の選定結果 【表3-2】

	災害対応業務	通常業務	合計
選定対象業務数	314	389	703
選定数 (選定率)	314 (100%)	120 (31%)	434 (62%)

※災害対応業務は、全業務(314業務)が選定されました。

※通常業務は、389業務のうち120業務が選定されました。

・非常時優先業務の優先度別内訳 【表3-3】

優先度	災害対応業務	優先通常業務	合計
A	242	7	249(57%)
B	35	33	68(16%)
C	22	22	44(10%)
D	15	58	73(17%)
合計	314	120	434(100%)

第4 非常時優先業務を実施するための活動体制

1 職員の活動体制

大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配置を行い、効率的な活動体制を構築する必要があります。職員活動体制は、地域防災計画に定める【表4-1】のとおりであり、本計画における想定 of 職員活動体制レベルは「レベル4 非常体制」(太枠内)に該当します。

職員の配備区分と活動基準

【表4-1】

種類	活動開始基準	庁内体制	参集範囲
レベル1 事前体制	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報等の防災気象情報を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時 ○大雨が予想される時 ○市内に震度3の地震が発生した時 ○その他危機管理室長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡会〔危機管理室長、広報情報課長、消防課長、農林水産課長、土木課長〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記対応課長が指示する職員 ・管財主幹(車両手配)
レベル2 警戒準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○次の状況下で総務部長が必要と認めた時 (1) 情報連絡会から報告を受けた時 ○市内に震度4の地震が発生した時 ○雨量が、避難準備基準に達すると予想される時、又は1時間以内に避難準備基準雨量に達すると予想される時 ○その他総務部長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動体制検討会〔全部長、対策本部事務局課長、情報連絡会対応課長、対策本部事務局(総務課)〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・全部長 ・対策本部事務局課長 ・全支所長 ・対策本部事務局(総務課) ・情報連絡会対応課職員 ・地域連絡員
	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震に関連する調査情報の通知を受けた時 		<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局職員
レベル3 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○次の状況下で副市長が必要と認めた時 (1) 活動体制検討会から報告を受けた時 ○市内に震度5弱の地震が発生した時 ○雨量が、避難準備基準に達した時、又はまさに達すると予想される時 ○その他副市長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒対策本部〔副市長、教育長、全部長、対策本部事務局、各部本部連絡員〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒準備体制対応課全職員 ・対策本部事務局職員 ・全課長 ・各課庶務担当主幹 ・教育部(避難所対応職員) ・市民生活課(広報車対応職員)
レベル4 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた時 (1) 警戒対策本部から報告を受けた時 (2) 災害が発生した時又は激甚な災害の発生する恐れがある時 ○市内に震度5強以上の地震が発生した時 ○特別警報が発表された時 ○雨量が、避難勧告基準に達した時又は達すると予想される時 ○その他市長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部〔市長、副市長、教育長、全部長、対策本部事務局、本部連絡員〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員(臨時、囑託を含む)
	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震注意情報を知り得た時【東海地震注意情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行った場合】 		<ul style="list-style-type: none"> 地震災害警戒準備本部
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震警戒宣言及び東海地震予知情報発令時 	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害警戒本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員(臨時、囑託を含む)

2 職員参集の推計

(1) 勤務地までの距離

本計画では、地震発生を2月の土曜日午後6時とし、勤務時間外を想定しています。地震発生後の職員の参集状況の推計を行うため、職員の居宅から勤務地までの通勤距離を【表4-2】のとおり集計しました。

・勤務地までの通勤距離（平成27年1月調査）【表4-2】

各勤務地までの距離	職員数	割合
2km 未満	120人	28%
2km 以上6km 未満	226人	52%
6km 以上12km 未満	44人	10%
12km 超	41人	10%
計	431人	100%

- ・対象は、正規職員（休職者除く）

(2) 想定される条件

勤務時間外における大規模地震発生後の職員参集について、想定される条件を【表4-3】とし、その条件のもと参集率を【表4-4】と設定しました。

・職員参集推計にあたっての前提条件 【表4-3】

- ① 職員の参集手段は徒歩（時速3km）とする
- ② 災害時の通勤距離は、建物の倒壊等を想定し平常時の1.5倍とする。
- ③ 災害発生後、直ちに登庁できる職員は平常時の通勤距離12km以内の職員のうち50%とする。
- ④ 地震発生から3日間は、建物の倒壊等による道路の寸断等により、平常時の通勤距離12km以内の職員の参集率を70%とする。
- ⑤ 平常時の通勤距離が12kmを超える職員は、交通状況の復旧が見込まれる4日目以降に登庁開始するものとする。
- ⑥ 地震発生から1週間は、地域活動への参加を考慮し、全職員の参集率を90%とする。
- ⑦ 1ヶ月以内に参集できる職員は、全職員の95%と仮定する。不着となる5%の内訳として、死亡または重症者3%（死者・重傷者1,590人／人口52,840人）、軽症者のうち通勤・勤務が困難な職員や家族介護等の理由により通勤・勤務が困難な職員2%とする。

・想定参集率

【表4-4】

時間	通勤距離 (非常時距離*)	2km	6km	12km	12km
		(3km) 以内	(9km) 以内	(18km) 以内	(18km) 超
発災から	1時間以内	50%	0%	0%	0%
	3時間以内	70%	50%	0%	0%
	6時間以内	70%	70%	50%	0%
	24時間以内	70%	70%	70%	0%
	3日以内	70%	70%	70%	0%
	1週間以内	90%	90%	90%	90%
	1ヶ月以内	95%	95%	95%	95%

*非常時距離：通勤距離×1.5（【表4-3】②より）

(3) 職員参集の推計

【表4-4】の想定により推計した職員参集想定結果は【表4-5】となりました。

・職員の参集想定

【表4-5】

参集時間	職員数	参集率
災害発生～ 1時間以内	60人	14%
～ 3時間以内	197人	46%
～ 6時間以内	264人	61%
～ 1日以内(24時間)	272人	63%
～ 3日以内(72時間)	272人	63%
～ 7日以内	386人	90%
～ 1ヶ月以内	407人	95%

3 職員体制の現状・課題と対応方針

(1) 職員の安否確認

現状・課題	主な対応方針
○各課の連絡網による連絡 ○参集メールによる通知及び安否確認(ウェブサイト接続)	○電話とメールによる現状の2系統の方法により互いに補完し迅速な職員の安否確認に努める。 ○参集状況を速やかに把握できる体制づくりを推進する。

(2) 職員の初動体制

現状・課題	主な対応方針
○意思決定を行う責任者や技能、資格等を持つ職員が参集できない場合がある。	○責任者が不在時の指揮命令系統や業務の手順について各課で確認し、マニュアル化しておく。 ○担当者以外でも必要な書類の所在がすぐに分かるようファイリングシステム等の整理をしておく。
○人員が不足する業務の職員応援体制	○人員が不足した課における要請手続及びその受援体制や職員の配備計画等を検討する。
○参集途中の情報収集	○参集途中で得た情報の収集、整理する体制づくりを推進する。
○施設、設備の安全確認	○二次被害防止及び迅速な災害対応のため、災害時における施設、設備等の安全確認方法の確立に努める。

(3) 開庁時の発災

現状・課題	主な対応方針
○来庁者の安全確保を最優先とする。	○緊急地震速報があった場合は、来庁者に頭を守って身を低くする対応を指示する。緊急地震速報が無く、地震があった場合は、職員自身の安全を確保し、揺れが収まった後、来庁者をイベント広場へ誘導する。
○職員家族の安否確認	○災害用伝言ダイヤルの利用や遠方の親戚の家などを連絡先に決めておくなど、事前に家族のなかでルールを決めておく。

(4) 非正規職員（臨時・嘱託職員）の対応

現状・課題	主な対応方針
○臨時・嘱託職員も非常時には参集し災害対応業務にあたる。	○採用条件の範囲内の業務を依頼することは可能。非正規職員本人が通常行っている業務（窓口対応、電話対応、現場との連絡等）を中心に業務にあたる。

(5) 職員の健康管理

現状・課題	主な対応方針
○発災直後は、睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面の負担が重くなる。	○可能な限り勤務の交代、休憩等について配慮する。 ○職員のメンタルヘルスを含む健康管理について、普段から職員が相互に気にかける習慣づけを行う。 ○災害時の職員の健康管理についてもマニュアル化することに努めるものとする。

(6) 人的支援

現状・課題	主な対応方針
○職員の絶対数が不足	○早めの人的支援の要請を行う。そのために、必要人員等の把握が速やかにできる体制づくりに努める。 ○人的支援に関する協定先は以下のとおり ・岡山県玉野市（災害時の相互応援協定） ・静岡県東伊豆町（災害時の相互応援協定） ・群馬県富岡市（災害時の相互応援協定） ・伊那市[上伊那ブロック]、木曾町[木曾ブロック]（長

	野州市町村災害時相互応援協定) ○県等への応援要請。 ○受援体制、計画について事前の検討。
--	---

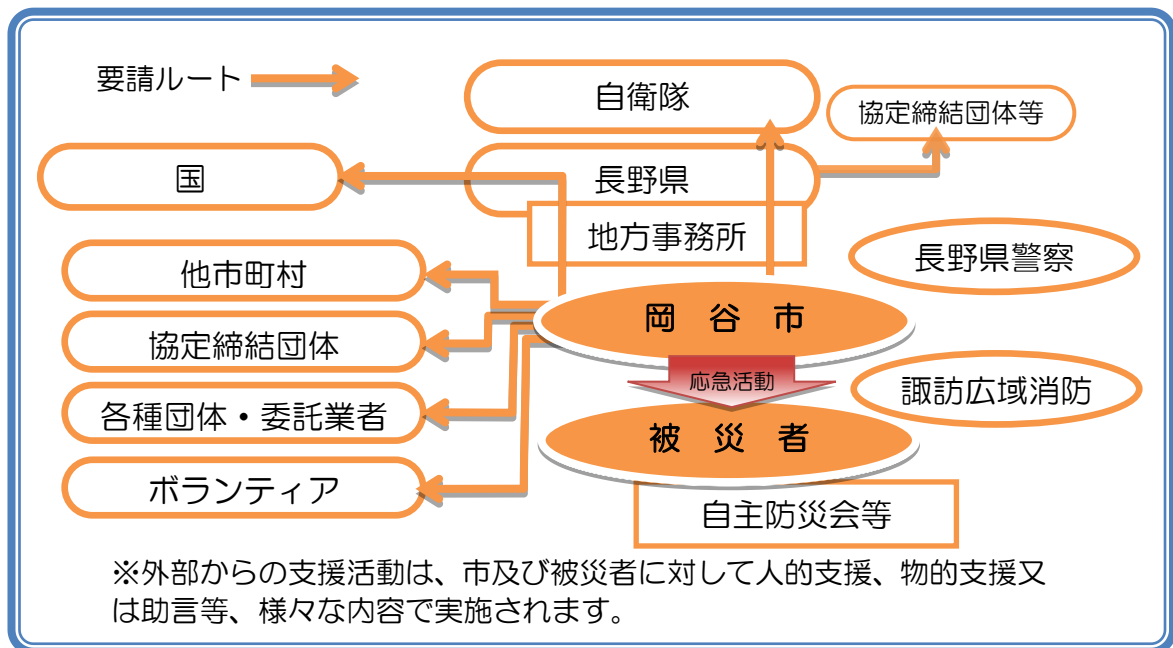
(7) 職員及び家族の防災・減災対策

現状・課題	主な対応方針
○職員自身または家族の被災が想定される。	○職員自身及び家族が被災者とならないよう自宅の耐震化、家具の固定、非常持ち出し品の準備等、職員一人ひとりが家庭の防災・減災対策に積極的に取り組む。

4 協力要請

災害による社会的な影響を少なくし、早期の復旧復興を成し遂げるためには、行政では対応できない業務や、人、物資提供について、早めの応援要請により外部からの協力を得て対応することも必要な対応となります。

・イメージ



第5 非常時優先業務を実施するための執務環境

1 市本庁舎の概要

岡谷市役所本庁舎の概要は【表5-1】のとおりです。

・市庁舎概要

【表5-1】

竣工	昭和62年8月	
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上9階・塔屋1階 塔屋高41.65m	
延床面積	13,471.28㎡	
タンク	A重油タンク12kℓ（給油口：庁舎北口脇）	
電気設備	受変電設備	受電方式(1回線受電)、受電電圧(3相3線式6,600V、60Hz)、変圧器(電灯用3台・動力用2台・非常保安電灯用1台、非常保安動力1台)
	非常発電設備	ディーゼル発電機 (3相3線、375KVA×6, 600V×1基) ・燃料タンク 490リットル(A重油) ・稼働時間 満タン時約6時間(手動給油可能) ・使用可能区域 非常電源系統(GC回路)のみ。 コンセント150本。照明は各業務フロア蛍光灯1系統。
昇降機設備	15人乗2基(うち車椅子仕様1基)・17人乗1基(車椅子仕様)※震度4以上の地震を感知すると最寄のフロアに着床	
空調	熱源：重油、補助熱源：電気	
給水設備	受水槽(2層式)48㎡1基、高架水槽12㎡1基、揚水ポンプ2台	
排水設備	庁舎からの排水を受ける下水道管の耐震化完了(平成26年度) 庁舎周辺にマンホールトイレを設置予定(平成28年度予定)	
通信	内線350回線	
都市ガス	庁舎にはガスを使用する設備は無い	
情報システム	庁内ネットワーク・住民行政システム等は情報システムに係る業務継続計画により実施(事前の地震対策・復旧対応)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1階市民ホール約250㎡、9階大会議室約360㎡ ・保健センター 1,220.83㎡(昭和60年3月竣工) ・立体駐車場 3階建4層約300台収容 	

2 情報伝達手段の状況

現在整備されている通信機器は【表5-2】のとおりであり、災害時における情報伝達手段は、【表5-3】のとおりです。

・整備機器一覧 【表5-2】

名称	数量	備考
防災行政無線(同報系) アナログ68.550MHz	44局	防災ラジオ
防災行政無線(移動系) アナログ466.9125MHz	基地局 1台 携帯機 22台	本部、職員間、区等 配備箇所 危機管理室12台、市民生活課 6台(車載4含む)、3支所各1 台、消防課1台
衛星系防災行政無線(県)	1系統	県・市町村
衛星携帯電話	3台	・イリジウム 2台 ・ワイドスター 1台
デジタル簡易無線	据置型 2台 危機管理室 教育総務課 携帯型 92台 危機管理室39台 教育総務課39台 こども課14台	携帯型92台の配備箇所 ・21区各1台 ・12小中学校各2台 ・14保育園各1台 ・市民総合体育館3台 ・湊・川岸・長地公民館各2台 ・庁内関係課24台 (土木課・都市計画課・農林水 産課・消防課・教育総務課・勤 労会館・危機管理室)

・情報伝達手段 【表5-3】

手段	対象等
防災行政無線(同報系)	市内一斉伝達(防災ラジオ含む)
防災行政無線(移動系)	職員間、各区等
デジタル簡易無線	
県衛星系防災行政無線	県、他自治体等
衛星携帯電話	各種電話回線(固定、携帯、衛星)
防災メール	登録者約4,200人(平成27年3月)
緊急速報メール	対応機種(スマートフォン等)所有者
シルキーチャンネル	番組視聴者
臨時災害放送局(ラジオ)	LCVFM769聴取者
広報車	広報車通行沿道

アマチュア無線	岡谷市アマチュア無線クラブ（協定に基づく応援）
報道等	テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等

3 執務執行環境の現状・課題と対応方針

(1) 執務環境

現状・課題	主な対応方針
庁舎が使用できない場合	○回復に要する時間を考慮したうえで、回復を待つか、代替施設で業務を実施するかを検討する。 ○本部代替施設候補を事前に検討する。
安全な執務環境の確保	○執務場所の整理整頓 ○什器等の転倒防止対策
寒さ対策（冬季）	○移動可能な石油ストーブ等の確保 ○灯油の確保
暑さ対策（夏季）	○扇風機等の確保
トイレ（断水や下水道破断等により使用できない）	○マンホールトイレの整備 ○トイレトーパーの備蓄
情報システム	○情報システムに係る業務継続計画の実施
資機材	○非常時優先業務に必要な資器材を精査し、各課において確保に努める。 ○協定先に支援要請を行う。

(2) 電力

現状・課題	主な対応方針
非常用発電機の運転	○非常用発電機の点検の実施等による確実な起動体制の確保 ○使用電力量が限られる中での使用機器の調整
携帯電話・スマートフォンの充電切れ	○職場及び車載用の充電器の確保。

(3) 食料・飲料水・その他備蓄品

現状・課題	主な対応方針
飲料水	○災害用自動販売機の活用（協定締結済） ・(株)アペックス（B1F、1F） ・ダイドービバレッジサービス(株)（B1F）
食料 ○地域防災計画では、職員用備蓄の記載は無く、備蓄していない。	○最低3日分をロッカー等に備蓄するよう奨励 ○食料等の提供に関する協定の締結先は以下のとおり ・JA信州諏訪 ・生活協同組合コープながの

	・アピタ岡谷店
--	---------

(4) 応援協定

現状・課題	主な対応方針
不足する資源の確保	○必要な支援の抽出 ○協定締結の推進

第6 平常時の取り組み

1 計画の見直し・更新

今回策定した本計画では、非常時優先業務を選定し、業務の優先度を明らかにしました。今後は機会をとらえ、各種訓練、研修を実施し、業務優先度の見直し、業務実施時期の精査、業務遂行の支障となる課題（ボトルネック）の精査及びその解消に向けて取り組むことが必要です。

社会的な外部環境の変化や職員の異動や組織の変化、執務環境など、組織内部にある資源はたえず変化しているため、今後、本計画は、以下【表6-1】の時期をとらえ定期的かつ継続的に計画の見直し・更新を行い、計画の実効性を高め、変化に対応できる体制づくりに向け取り組むものとします。

・見直し・更新の時期

【表6-1】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被害想定 of 更新時② 岡谷市地域防災計画の更新時③ 事務事業の見直し、組織改編時等④ 小規模災害、訓練等により新たな課題が明らかになった時⑤ 附属資料（非常時優先業務一覧、一時中止業務一覧）の内容に修正がある時 |
|---|

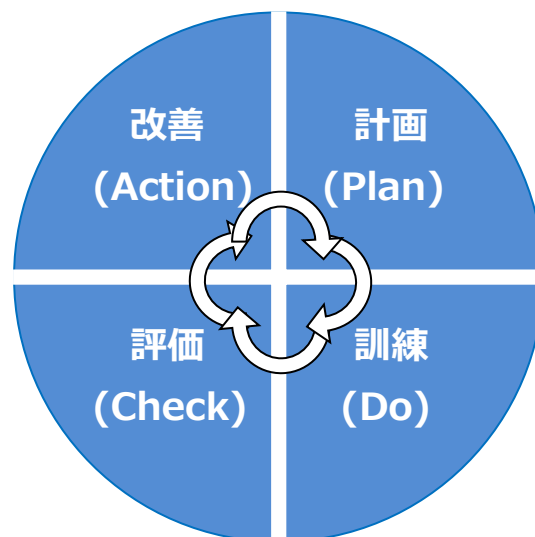
2 業務継続マネジメントの構築

（1）個別業務マニュアルの作成

個別業務マニュアル（以下「マニュアル」とする。）とは、本計画を完遂するために必要な各業務の具体的な行動計画です。大規模地震災害発生時は、参集した職員から、本計画に定められた非常時優先業務を実施することになるため、非常時優先業務は課内の職員が誰でも業務遂行できるようにマニュアルを整備しておく必要があります。

(2) 訓練等の実施、評価、改善

本計画を完遂するためには、個別業務マニュアルの作成にとどまらず、その後の管理、運用する業務継続マネジメントの推進が重要です。作成したマニュアルは定期的な訓練や研修により、課題の洗い出しやマニュアル内容の精査を行い、明らかになった課題の解消に向けて検討し、必要な措置をとるものとしします。なお、本計画を組織に定着させ、計画の推進するため、職員一人ひとりが主体的に参加し取り組むものとしします。



・業務継続マネジメント

3 委託業者や指定管理者への要請

市の施設や設備の管理等を行っている指定管理者や委託業者等についても、災害時に必要な措置がとれるよう、平常時から連携を深め、業者の協力を得られる体制づくりを推進するものとしします。

4 協定による補完

大規模災害時において行政だけでは対応できない業務については、既に自治体・関係機関・各種団体・企業等との間で協定を締結しているところではありますが、今後一層、業務継続に必要な応援協力を得るため、関係機関との協定の締結を各部課においても推進するとともに、平常時から協定の締結先と連携、情報共有することにより密接な関係を築き、外部の支援体制の構築に取り組むものとしします。

施行／改正

版数	施行／改正月	主な改正内容
第1版	平成27年5月	新規策定

岡谷市業務継続計画（BCP）

震災編

発行年月 平成27年5月

発行者 岡谷市

編集者 岡谷市総務部危機管理室

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

TEL 0266-23-4811

FAX 0266-24-0689

Mail kiki@city.okaya.lg.jp
